（別紙様式4）

令和8年11月1日

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名	設置認可年月日	校長名	所在地
専門学校麻生看護大学校	昭和54年3月31日	安藤　廣美	〒　820-0018 （住所）　福岡県飯塚市芳雄町3-83 （電話）　0948-25-5999
設置者名	設立認可年月日	代表者名	所在地
学校法人麻生塾	昭和26年3月12日	理事長　麻生　健	〒　820-0018 （住所）　福岡県飯塚市芳雄町3-83 （電話）　0948-25-5999

分野	認定課程名	認定学科名	専門士認定年度	高度専門士認定年度	職業実践専門課程認定年度
医療	看護専門課程	看護科	平成6(1994)年度	－	平成25(2013)年度

学科又は専攻科の目的	専門学校麻生看護大学校　看護専門課程　看護科は、保健師助産師看護師法の規定に基づき、豊かな人格形成と保健・医療・福祉に必要な専門知識及び技術に関する教育を行い、広く地域社会に貢献しうる人材を育成することを目的とする。
学科又は専攻科の特徴（主な教育内容、取得可能な資格　等）	1918年（大正7年）飯塚病院付属の看護婦養成所として創立以来、長きにわたって多くの看護師を輩出し、医療分野並びに地域に貢献。本校校訓の「無私」のもと、変容する社会においても大いに活躍できる強固な「志」と、確かな「看護実践能力」を兼ね備えた「まごころ看護師」の育成に努めている。

修業年限	昼夜の別	全課程の修了に必要な総単位数	講義	演習	実習	実験	実技
3　年	昼間	103　単位	65 単位	13 単位	23 単位	0 単位	2 単位

学生総定員	学生実員(A)	留学生数(学生実員の内数)(B)	留学生割合(B/A)	中退率
180 人	173 人	0 人	0%	3 %

就職等の状況

■卒業者数 (C)	:	65　人
■就職希望者数 (D)	:	64　人
■就職者数 (E)	:	64　人
■地元就職者数 (F)		62　人
■就職率 **(E/D)**	:	100　%
■就職者に占める地元就職者の割合 **(F/E)**		97　%
■卒業者に占める就職者の割合 **(E/C)**		98　%
■進学者数		0　人

■その他

就職指導内容:
1年次より看護師の仕事の魅力、社会的意義、職業倫理などを学び、本校就職支援計画により、自己分析、企業（病院等）研究等進め、就職希望先を決定していく。

（令和　　7 年度卒業者に関する令和8年5月1日時点の情報）

■主な就職先、業界等

（令和7年度卒業生）
株式会社麻生　飯塚病院

当該学科のホームページURL

URL：https://asojuku.ac.jp/anc/nursing/

企業等と連携した実習等の実施状況

総単位数	103 単位
うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数	23 単位
うち企業等と連携した演習の単位数	0 単位
うち必修単位数	23 単位
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数	23 単位
うち企業等と連携した必修の演習の単位数	0 単位
（うち企業等と連携したインターンシップの単位数）	0 単位

教員の属性（専任教員について記入）

① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者	（専修学校設置基準第41条第1項第1号）	7 人
② 学士の学位を有する者等	（専修学校設置基準第41条第1項第2号）	3 人
③ 高等学校教諭等経験者	（専修学校設置基準第41条第1項第3号）	0 人
④ 修士の学位又は専門職学位	（専修学校設置基準第41条第1項第4号）	0 人
⑤ その他	（専修学校設置基準第41条第1項第5号）	0 人
計		10 人

上記①～⑤のうち、実務家教員（分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定）の数	10 人

1.「専攻分野に関する企業、団体等（以下「企業等」という。）との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

〇教育課程の編成（授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。）における企業等との連携

（1）教育課程の編成における企業等との連携に関する基本方針及び教育課程編成委員会等の位置付け

a.教育課程編成委員会を年2回以上開催しているか。	している
開催日時実績	第1回　令和7年7月30日　14:00～15:00 ／ 第2回　令和8年1月14日　14:00～15:00
b.教育課程編成委員会に、以下①～③の類型に該当する企業等委員が参加しているか。 ※①から③において、①又は②から1人、③から1人が委員として参画している場合、「している」を選択。 ※①又は②から1人、③から1人が委員として参画していない場合、「していない」を選択。	している
①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、 地方公共団体等の役職員（1企業や関係施設の役職員は該当しません。）	
②学会や学術機関等の有識者	
③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員	
c.学校の教育課程編成の責任者が委員参加しているか。	している
d.教育課程や学生の学修成果等に関する現状や情報、データを教育課程編成委員会の委員に提示しているか。	している
e.教育課程編成委員会の議事を記録し、学内回覧等しているか。	している
f.企業等委員の意見を教育課程編成見直しに反映しているか。	している
g.次の教育課程編成委員会に、教育課程編成の見直し結果等を報告しているか。	している

（特筆すべき工夫等）

（2）教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和8年7月31日現在

名　前	所　　属	任期	種別
田中　美樹	公立大学法人　福岡県立大学　看護学部　准教授	令和8年4月1日～ 令和9年3月31日（1年）	②
権藤　知香	社会保険　直方病院　看護部長	令和8年4月1日～ 令和9年3月31日（1年）	③
和田　麻美	株式会社麻生　飯塚病院　管理師長	令和8年4月1日～ 令和9年3月31日（1年）	③
安藤　廣美	専門学校麻生看護大学校　校長	令和8年4月1日～ 令和9年3月31日（1年）	ー
鈴木　葉子	専門学校麻生看護大学校　校長代行	令和8年4月1日～ 令和9年3月31日（1年）	ー
藤丸　哲也	専門学校麻生看護大学校　事務長	令和8年4月1日～ 令和9年3月31日（1年）	ー
松ノ木　幸恵	専門学校麻生看護大学校　看護科　教務主任	令和8年4月1日～ 令和9年3月31日（1年）	ー
角　美緒	専門学校麻生看護大学校　看護科　教員	令和8年4月1日～ 令和9年3月31日（1年）	ー

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。
（当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「ー」を記載してください。）
①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、
地方公共団体等の役職員（1企業や関係施設の役職員は該当しません。）
②学会や学術機関等の有識者
③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

2.「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習（以下「実習・演習等」という。）の授業を行っていること。」関係

（1）実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針及び実習・演習等における企業等との連携内容

a.実習等又は演習の形態の授業で企業等連携を行っているか。	している
b.企業等と連携を行う際は、企業等との組織的な協定や契約を締結しているか。	している
c.企業等との連携内容を、連携先企業等との文書等で明示的に合意しているか（連携のマニュアル、手引き等定めているか）。	している
d.教育課程や学生の学修成果等に関する現状や情報、データを教育課程編成委員会の委員に提示しているか。	している
e.企業等の講師に対して事前打ち合わせや研修を行っているか。	している
f.企業等連携の実習・演習等の内容を学校側は適切に確認しているか（教員の見回り実施、実習日誌の作成等）。	している
g.企業等連携の実習・演習等における成績評価について、企業等と協議を行っているか。	している
h.適切な企業等連携の実習・演習となるよう、必要に応じて連携先企業等を見直しているか。	している

（特筆すべき工夫等）

（2）具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科　目　名	企業連携の方法	科　目　概　要	連　携　企　業　等
看護を知る実習	4.【校外】企業等が主催するインターンシップ等（学科が主体的に企画していないものを指す。）	病院における患者の看護を学ぶ。健康障害をもち療養している対象を、総合的にとらえてニーズや看護を考え、看護の対象を総合的にアセスメントする方法が理解できるよう日常生活援助技術の実践を行い、看護を追求する。病棟にて74時間、学内にて16時間。	株式会社麻生 飯塚病院
成人看護学実習	4.【校外】企業等が主催するインターンシップ等（学科が主体的に企画していないものを指す。）	成人・老年期にある健康危機状況の人とその家族を理解し、危機を乗り越え生きていくことを支えるための看護の実際を学ぶ。救命救急センターにて8時間、救急病床にて24時間実習後、急性期病棟にて58時間実習。	株式会社麻生 飯塚病院
老年看護学実習	4.【校外】企業等が主催するインターンシップ等（学科が主体的に企画していないものを指す。）	さまざまな健康状態・生活機能にある高齢者を理解し、その人らしく望ましい生活を送るための看護の実際を学ぶ。病院実習40時間、老人施設40時間。	株式会社麻生 飯塚病院
母性看護学実習	4.【校外】企業等が主催するインターンシップ等（学科が主体的に企画していないものを指す。）	看護の対象である人間を母性の側面から捉え、ヒトのリプロダクションの営みに焦点を当て、周産期における対象者や家族に適切な看護の実践を経験する。母性を取り巻く地域の保健・医療・福祉の諸機関との関係について理解を深め、保健指導の必要性を学ぶ。	株式会社麻生 飯塚病院
看護の統合と実践実習	4.【校外】企業等が主催するインターンシップ等（学科が主体的に企画していないものを指す。）	これまで学習した知識・技術・態度を統合し、患者の生活の場に近い状況での看護を考え、臨床実践能力を養う。（病院にて90時間実習）	株式会社麻生 飯塚病院

3.「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

（1）推薦学科の教員に対する研修・研究（以下「研修等」という。）の基本方針
※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記
教職員に対して、現在就いている職務又は将来就くことが予想される、職務の遂行に必要な知識・技能を修得させ、その遂行に必要な教職員の能力及び資質等の向上を図ることを目的として研修を受講させる。「教職員研修規程」に則り、専攻分野における実務に関する研修や、指導力の修得・向上のための研修を、教職員の業務経験や能力、担当する授業科目や授業以外の担当業務に応じて実施し、より高度な職務を遂行するために必要な知識を修得させる。年度の初めに研修計画を作成し、各教職員のスキルに適した研修が、計画的に受講できるようにする。また必要に応じ、年初の計画以外の研修受講も可能としている。

（2）研修等の実績

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名：	一般社団法人日本看護管理学会　第29回学術集会	連携企業等：	一般社団法人日本看護管理学会
期間：	令和7年8月22日(金)・23日（土）	対象：	教員1名
内容	「暮らしの中の協奏」		
研修名：	一般社団法人日本看護倫理学会　第18回年次大会	連携企業等：	一般社団法人看護倫理学会
期間：	令和7年5月17日(土)・18日（日）	対象：	教員1名
内容	「利他」の倫理		
研修名：	一般社団法人日本小児看護学会　第35回学術集会	連携企業等：	一般社団法人日本小児看護学会
期間：	令和7年7月5日（土）・6日（日）	対象：	教員1名
内容	未來創世　子どもと家族の今と未来を支える看護の探求		
研修名：	一般社団法人日本老年看護学会　第30回学術集会	連携企業等：	一般社団法人日本老年看護学会
期間：	令和7年6月27日（金）・29日（日）	対象：	教員1名
内容	老年期を健やかに過ごす共に歩む看護の力		
研修名：	第50回日本精神科看護学術集会	連携企業等：	一般社団法人日本精神科看護協会
期間：	令和7年6月6日(金)・7日(土)	対象：	教員1名
内容	「精神科看護の未来を拓く」、科学技術が台頭するなかで精神科看護の真価を問う。		

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名：	第114回看護師国家試験分析レポート＆ 第115回受験指導対策セミナー2025・春	連携企業等：	株式会社Gakken メディカル事業部
期間：	令和7年5月15日(木)・6月16日(月)	対象：	教員1名
内容	第114回看護師国家試験の出題の特徴、不合格になる学生の特徴、教員に求められる対策指導について		

（3）研修等の計画

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名：	一般社団法人日本小児看護学会　第36回学術集会	連携企業等：一般社団法人日本小児看護学会
期間：	令和8年7月4日（土）・5日（日）	対象：教員1名
内容	こどもの力を育むチームのHarmony	
研修名：	一般社団法人日本看護学教育学会第36回学術集会	連携企業等：一般社団法人日本看護学教育学会
期間：	令和8年 8月29日(土)・30日（日）	対象：教員1名
内容	すべての人の尊厳を守る看護学教育	
研修名：	日本看護診断学会学術大会　第32回	連携企業等：日本看護診断学会
期間：	令和8年7月18日（土）・19日（日）	対象：教員1名
内容	新時代の看護のかたち　看護の質保証に向けて	
研修名：	一般社団法人日本エンドオブライフケア学会第9回学術集会	連携企業等：一般社団法人 日本エンドオブライフケア学
期間：	令和8年10月3日（土）・4日（日）	対象：教員1名
内容	「いのち」をつなぐ営み　エンドオブライフケアの本質を探る	
研修名：	一般社団法人　仁保地域看護学会　第29回学術集会	連携企業等：一般社団法人日本地域看護学会
期間：	令和8年9月5日（土）・6日（日）	対象：教員1名
内容	希望ある未来を切り拓く地域看護の新機軸	
研修名：	一般社団法人日本看護倫理学会　第18回年次大会	連携企業等：一般社団法人日本看護倫理学会
期間：	令和8年6月20日（土）・21日（日）	対象：教員1名
内容	モラルレジリエンス　道徳的苦悩とともに成長するために	

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名：	一般社団法人福岡県助産師会　包括的性教育研修会	連携企業等：一般社団法人福岡県助産師会
期間：	令和8年6月14日（日）	対象：教員1名
内容	各ライフステージに応じた包括的性教育	
研修名：	日本公衆衛生看護学会学術集会	連携企業等：一般社団法人 日本公衆衛生看護学会
期間：	令和8年12月19日（土）・20日（日）	対象：教員1名
内容	他分野共創が拓くVUCA時代の公衆衛生看護	

4.「当該専門課程等を置く専修学校において、学校教育法第百三十二条の二第二項の規定により評価を受け、その結果を公表していること。」関係

〇学校関係者評価

（2）「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	
（1）教育理念・目的・目標	
1　教育理念、目的及び目標の設定等	
①教育理念等を踏まえ、当該専門学校としての目的及び目標を明確に設定し、養成する人材像を明確にしていること。	同内容評価項目を設けている
（2）学校運営	
1　教育課程の編成と授業科目	
①学校の目的・目標及び養成する人材像を実現するために必要な教育課程編成・実施方針を作成したうえで、教育課程を体系的に編成し、系統性・段階性に配慮した授業科目を配置していること。	同内容評価項目を設けている
2　教育の実施	
①授業科目内容に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技など、適切な授業形態で教育が実施され、かつ、適切な教材が用いられるとともに、成績評価基準に基づき成績評価を行っていること。	同内容評価項目を設けている
②企業等と連携した、実習、実技、実験又は演習等（以下「実習・演習等」という。）の授業を行っていること。教育目標の達成に必要な企業等と連携した実習・演習等の単位数の総授業単位数に占める割合を具体的に設定していること。	同内容評価項目を設けている
3　単位・卒業認定	
①学校の目的・目標及び養成する人材像を実現するために必要な卒業認定方針（資格・免許等を含む習得させる職業能力を含む）を学科・コースごとに定め、当該方針に基づき卒業の認定をしていること。	同内容評価項目を設けている
4　学修成果目標の達成状況	
①卒業認定方針を踏まえ、学科・コースごとに職業能力を含む資質能力の修得（資格・免許等の取得や知識・技術・技能の修得を含む。）についての目標を定め、その目標が達成できていること。	同内容評価項目を設けている
②学生が望む進路の実現に関する目標を定め、その目標が達成できていること。	同内容評価項目を設けている
（3）学生の受入れ、学生支援	
1　学生募集及び入学者の選抜、収容定員の管理	
①入学者の受け入れ方針、入学選考基準、方法を定め、入学希望者に明示し、入学者の選考を公正に行い、合否を決定していること。	同内容評価項目を設けている
2　自主的な学習の促進に対する支援	
①学生の学力や学習状況を把握し、入学前教育や補習授業を行うなど学習支援に取組んでいること。学生の円滑な学習に向け、シラバスの活用による学習成果の向上や自主的な学習に関する適切な支援を行っていること。　※任意項目	同内容評価項目を設けていない
3　多様な学生に対する支援	
①適切な体制を構築し、障がいのある学生、海外からの留学生、社会人経験者など、多様な学生に対する支援を行っていること。　※任意項目	同内容評価項目を設けている
4　学生生活に関する支援	
①カウンセラーの配置、相談室の設置など、学生の相談に対応するための環境整備を行い、適切に運営していること。	同内容評価項目を設けている
②留年者、退学希望者など学習の継続に困難な問題を抱える学生に対し適切な対応を行っていること。	同内容評価項目を設けている
③学校保健安全法に基づく学校保健計画を策定し、学生の心身の健康管理体制を整備し、適切に運用していること。　※簡易評価項目	同内容評価項目を設けている
④学生の経済的側面に対する支援体制を整備し、適切に周知、運用していること。　※任意項目	同内容評価項目を設けている
⑤学生のキャリア支援、就職支援に対する支援体制を整備し、適切に周知、運用していること。	同内容評価項目を設けている
（4）教育実施組織・教員	
1　教員の配置、募集、採用	
①教育課程を実施するのに必要な、資格・要件を備えた教員を確保するために基準等（教員の採用基準等）を整備し、適正に運用していること。	同内容評価項目を設けている
②教員の常勤・非常勤、年齢構成等、また教員一人当たりの授業時数等を把握していること。また、教員の専門性、教授力を把握、評価していること。　※任意項目	同内容評価項目を設けていない
2　教員の組織編制等	
①学校の目的に応じた分野の区分ごとに必要な教員組織を整備し、業務分担、責任体制を規程等で定めていること。	同内容評価項目を設けている
②教員間で連携、協力体制を構築していること。　※任意項目	同内容評価項目を設けている
3　教員の資質の向上	
①学校の教育活動の改善、工夫を行うFD(Faculty Development)などの取組や、教員の研究活動、自己啓発等への支援を行っていること。	同内容評価項目を設けている
②特に職業実践専門課程においては、企業等と連携して組織的に行っていること。	同内容評価項目を設けている
③教員の授業及び指導力等を修得・向上するための研修を企業等と連携して、組織的に行っていること。	同内容評価項目を設けている

(5)教育環境	
1　教育環境の整備	
①教育上の必要性に対応できる施設・設備、機械器具等を備えていること。	同内容評価項目を設けている
②学生の学習支援のための施設(自習室等)を整備していること。また、学生の休憩、食事のためのスペースを確保していること。 ※任意項目	同内容評価項目を設けていない
③図書室を設置し、専攻分野の教育に必要な専門書及び参考図書を配架し、必要に応じて学生が閲覧できるようにしていること。 ※任意項目	同内容評価項目を設けている
2　安全対策、防災組織	
①学校保健安全法に基づく学校安全計画を策定し、学校における安全対策を適切に行っていること。	同内容評価項目を設けている
②火災の発生や防災に関する組織体制を整備し、適切に運営していること。　※任意項目	同内容評価項目を設けている
3　施設・設備等の点検、改善等	
①施設・設備等の日常点検、定期点検、補修等を適切に行っていること。※任意項目	同内容評価項目を設けている
②施設の改築・改修、設備の更新等の計画を定め、適切に実施していること。 ※任意項目	同内容評価項目を設けている
(6)教育活動の基盤と改善・向上の取組	
1　中期事業計画と財務基盤	
①当該専修学校が策定している中長期的計画に、教育目的、教育目標の実現に向けた具体的な内容が位置付けられていること。 ※任意項目	同内容評価項目を設けていない
②当該専修学校の教育活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立していること。	同内容評価項目を設けている
2　学校運営	
①学校運営の組織体制を整備し、適切な運営が行われていること(職業教育に関するマネジメント(教育の企画・設計・運営等)における責任体制を含む。)。	同内容評価項目を設けている
3　学校評価の実施と改善活動	
①学校関係者評価委員会、教育課程編成委員会等外部からの意見を反映するなど、関連企業等団体、地域社会等からの意見を当該専修学校の運営やその改善・向上において活用していること。　※任意項目	同内容評価項目を設けている
②特に職業実践専門課程においては、教育課程編成委員会を年2回以上開催していること。	同内容評価項目を設けている
③学校評価を実施し結果及び改善状況についての情報を公表していること。	同内容評価項目を設けている
④学校評価の結果に基づく改善への取組を組織的かつ継続的に行っていること。	同内容評価項目を設けている
4　社会からの理解と情報の公表	
①当該専修学校の教育活動、学修成果、学校運営等の状況に関する情報を積極的に公表していること。	同内容評価項目を設けている
②教育目的・目標の達成状況や活動状況について関連する教育機関、産業界等をはじめ、社会全体からの理解を得るよう取組んでいること。　※任意項目	同内容評価項目を設けていない

(3)学校関係者評価委員会の全委員の名簿

令和8年7月31日現在

名　前	所　　属	任期	種別
井原　資子	社会保険　田川病院　看護部長	令和8年4月1日～ 令和10年3月31日(2年)	卒業生
林田　好子	日本赤十字社　嘉麻赤十字病院　看護部長	令和8年4月1日～ 令和10年3月31日(2年)	企業等委員
佐藤　康枝	福岡県立嘉穂高等学校　校長	令和8年4月1日～ 令和10年3月31日(2年)	高等学校関係者
清田　麻希	保護者等代表	令和8年4月1日～ 令和10年3月31日(2年)	保護者等
野見山　昌光	飯塚市内在住　民生委員	令和8年4月1日～ 令和10年3月31日(2年)	地域住民

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。
(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5)学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

情報提供方法	ホームページ	「その他」の場合	
公表URL	https://asojuku.ac.jp/about/disclosure/doc/anc/2026/hyoka.pdf		
公表時期	令和8年10月1日		

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)情報提供

情報提供方法	ホームページ	「その他」の場合	インスタグラム
公表URL	https://asojuku.ac.jp/anc/		
公表時期	令和8年7月31日		

授業科目等の概要

	（看護専門課程看護科）令和8年度															
	分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携	
	必修	選択必修	自由選択					講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任		
1	○			論理的思考	物事を論理的に思考し、客観的に評価できるような物の見方・考え方を学び、根拠に基づいた思考力と分析力、また論理的に表現し伝える力を身につける。	1後	1	○			○			○		
2	○			学ぶこと・教えること	教育の目的・意義と学習支援方法を学び、健康教育の基礎および看護活動における教育的機能を効果的に果たせる能力を身に着ける。	2前	1	○			○			○		
3	○			情報科学Ⅰ	社会が望んでいる医療の情報化及び安全な医療を実現する為に、情報の管理や情報の利用について正しく理解する事が不可欠であることから、医療と看護に必要な情報の基礎知識と情報倫理について学ぶ。	1前	1	○			○			○		
4	○			情報科学Ⅱ	社会が望んでいる医療の情報化を実現する為に、情報の管理や情報の利用について正しく理解する事が不可欠であることから、情報活用能力を高めるために、Word、Excel、パワーポイントについて学ぶ。	1前	1			○	○			○		
5	○			異文化の理解と交流	人々の背景にある異なった文化・生活を知り異文化理解に対する意識を高めるとともに自国の文化へも目を向け、多様な価値観を受け入れる姿勢を身に付ける。	1前	1	○			○			○		
6	○			English for Nursing	国際社会に対応しうる基礎的な語学力を身につけるために、日常的な英会話を学ぶとともに臨床場面において英語で患者と意思疎通を図るための基本的な英語表現と臨床場面における英会話を活用する力を身に着ける。	2前	1	○			○			○		
7	○			看護倫理	看護専門職者として、倫理的問題について考える能力と倫理観を備えるためにも、生命倫理・看護倫理・倫理的問題など基本的な倫理について学び、倫理的態度を身につける。	1前	1	○			○			○		
8	○			GCBⅠ（社会人基礎力）	様々な場所で看護師として活躍していくために必要な、相手に対する思いやりと感謝の心やマナーを学ぶ。また、チームの一員として看護師が能力を発揮するための協働する力を学ぶ。	1前	1	○			○			○		
9	○			GCBⅡ（キャリアデザイン）	看護師は常に学び続ける生涯学習者であり、どのような看護師になりたいかとキャリアデザインを描くことが大切である。様々な看護師の語りを聞くことで、現在思い描いている志を確固たるものとし、生涯学習者として必要な学ぶ姿勢、学習方法を身につけることを目的とする。	1通	1	○			○			○		
10	○			地域と文化	自分たちの住む地域の文化や歴史、自然、生業などを再発見し、その魅力や強みを発掘する。特定の地域を対象とし、その歴史や地理、経済、文化などを総合的、学際的に追求する。自らの地域に目を向けて、足元にあるあらゆる事象を調査研究、学習の対象として、実際にまちを歩きそこにあるものから何かを見いだす。	1前	1	○			○	○		○		
11	○			人間関係論	社会・集団の中における人間と人間関係の中で、互いに自己・他者をとらえ、関係を築き、相互作用を受けながら、成長していく。この人間関係について理解し、互いをとらえていく能力を養い、看護実践につながる基礎を学ぶ。	1前	1	○			○			○		
12	○			社会と生活	大きく変動する現代社会の中で、看護職者として現代社会のあり方をとらえ直すとともに、社会の基盤をなす一人ひとりの人間の生活・暮らしを理解することを通じて、患者や住民の生活を援助することの重要性を学習する。	1後	1	○			○			○		
13	○			人間のこころ	看護の対象となる人間の「こころ」を探求する心理学の基礎的内容。人間の「こころ」のあり方をとらえて、自己の「こころ」のコントロール方法とともに、対象や専門職者の心理も理解して、看護実践につながる基礎を学ぶ。	1前	1	○			○			○		

	（看護専門課程看護科）令和8年度															
	分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携	
	必修	選択必修	自由選択					講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任		
14	○			健康とレクリエーション	レクリエーションを通して心身の健康の維持・向上を図ることを看護の実践に活かすために体験的・創造的に学ぶ。	2前	1			○	○	○		○		
15	○			人体の構造と機能総論	人体の発生からその構造と機能についての基礎知識を養う。人体の構造・機能を基礎に、各器官別解剖生理の理解、さらには各病態生理学へと発展させ、系統的に理解する事をねらいとした。本科目では、細胞と組織、解剖学的用語について学び、身体内部の変化について理解し、科学的根拠に基づいた看護を展開するための基礎知識とする。	1前	1	○			○		○			
16	○			人体の構造と機能Ⅰ	人体の機能と構造を系統的に理解することで、科学的根拠に基づいた観察や判断ができる能力を身につける。本科目では、血液・循環・リンパ・免疫について学び、身体内部の変化について理解し、科学的根拠に基づいた看護を展開するための基礎知識とする。	1通	1	○			○		○			
17	○			人体の構造と機能Ⅱ	人体の発生からその構造と機能についての基礎知識を養う。人体の構造・機能を基礎に病気と治療で系統的に理解する事をねらいとした。呼吸器では生命維持に必要な酸素の調整を司る器官の正常な構造と機能を理解し、身体的側面のアセスメント能力の基礎的知識と科学的根拠・観察力・判断力を養う。消化器では生命維持に必要な栄養の摂取と代謝を司る器官の正常な構造と機能を理解し、身体的側面のアセスメント能力を養う。腎泌尿器では生命維持に必要な水分(体液)の調整」「情報処理・調整」について理解し、身体的側面のアセスメント能力を養う。	1通	1	○			○		○			
18	○			人体の構造と機能Ⅲ	身体の中の情報ネットワークとして、身体を機能させる指令情報を伝達する、身体が受けとる感覚情報を伝達する、身体の恒常性を調整する、これら神経系・感覚器系・内分泌系に関わる仕組みと働きについて学ぶ。	1通	1	○			○		○			
19	○			人体の構造と機能Ⅳ	人体の機能と構造を系統的に理解することで、科学的根拠に基づいた観察や判断ができる能力を身につける。本科目では、骨筋・生殖器・遺伝・染色体・妊娠・分娩について学び、身体内部の変化について理解し、科学的根拠に基づいた看護を展開するための基礎知識とする。	1通	1	○			○		○			
20	○			病態と治療Ⅰ	血液器系・循環器系・リンパ・免疫・内分泌系骨筋器系疾患がもたらす身体内部の変化について理解し、科学的根拠に基づいた看護を展開するための知識を学ぶ。	1通	1	○			○			○		
21	○			病態と治療Ⅱ	呼吸器系・消化器系・腎泌尿器疾患がもたらす身体内部の変化について理解し、科学的根拠に基づいた看護を展開するための知識を学ぶ。	1通	2	○			○			○		
22	○			病態と治療Ⅲ	神経系・感覚器系・内分泌系の機能障害・疾患がもたらす身体内部の変化について理解し、科学的根拠に基づいた看護を展開するための知識を学ぶ。	1後	1	○			○			○		
23	○			病態と治療Ⅳ	骨格筋・生殖器がもたらす身体内部の変化について理解し、機能障害・疾患がもたらす身体内部の変化について理解し、科学的根拠に基づいた看護を展開するための知識を学ぶ。	1後	1	○			○			○		
24	○			病態と治療Ⅴ	精神障害を持つ患者および家族に適切な看護援助を行うために、基礎的知識となる精神疾患および治療・検査を理解する。また、小児期における先天異常に加えて、成長・発達に対応した病態を理解する。	2前	1	○			○			○		
25	○			病理学	疾患を科学的に理解し整理した知識は、看護実践の根拠となる。ここでは病理学の概念、病態の形態学的特徴や成立過程、健康障害のしくみについて学び、疾病を学ぶ上での基礎的能力を養う。	1前	1	○			○			○		

	（看護専門課程看護科）令和8年度							授業方法			場所		教員		
	分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	単位数								企業等との連携
	必修	選択必修	自由選択					講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
26	○			微生物と感染症	健康と生命をおびやかす感染症を引きおこすものとしての微生物、有機物を分解して体内・地球の環境を美しく保ってくれる微生物の基礎知識、感染と発病、感染予防と治療について学ぶ。感染性疾患がもたらす身体内部の変化について理解し、看護師としてどのように感染を予防するか、科学的根拠に基づいた看護を展開する基礎知識を学ぶ。	1前	1	○			○			○	
27	○			臨床薬理学	領域横断科目の「薬物療法と看護」の基礎知識として、薬物の種類やその作用機序、副作用などの薬物の基礎知識を学ぶ。	1後	1	○			○			○	
28	○			臨床検査	臨床検査とは何か、どのような臨床検査法があるのか、健康状態あるいは病気・治療状態を把握する方法を学び、生活する人・治療する人への看護に活かすための基礎知識を身につける。	2前	1	○			○			○	
29	○			生体の化学と栄養	生化学とは生命現象に関する事柄を化学的に解明しようとする学問である。生体の構造や機能について分析し、生命現象の本質を知ることを目的としからだの不思議について学ぶ。また栄養学では栄養と看護の関連を考え健康と食生活、治療、栄養マネジメントについて学ぶ。	1前	1	○			○			○	
30	○			公衆衛生と保健統計	公衆衛生の動向とあゆみ、人口動態といった、公衆衛生学の基本や、国民衛生の動向といった基礎的知識を学ぶ科目して設定。さらに、看護専門職者として地域社会における健康保持や増進のための組織的な保健活動の概要や、環境保健活動などの概要を学ぶ。	2後	1	○			○			○	
31	○			暮らしの中の保健活動	地域社会における健康保持や増進のための組織的な保健活動の概要や、産業保健活動、環境保健活動などの概要を学び、多様化する対象・場における看護の在り方について学ぶ。	2後	1	○			○			○	
32	○			暮らしを支える法律	看護師として質の高い看護を提供するために、まず社会人として充実した豊かな人生を送り、職業人として任務を果たす必要がある。そのために、生活の中にある法律の制定された歴史や背景、目的を理解し、目まぐるしく変化する社会の中で生活していることを意識させる。さらに法律の理解だけでなく、そこから自己の生涯のライフプランについて考える機会とする。	1後	1	○			○			○	
33	○			看護と法	看護専門職者として、医療に関する法律（特に保助看法）の理解が必要である。法律が制定された歴史的・社会的背景とそれぞれの目的を理解する。そこで看護師が法律で守られていることを理解し、看護師を目指すものとして何が必要かを考え、看護師の高い倫理観を持って学び続ける姿勢を育む。	2前	1	○			○			○	
34	○			暮らしの中の社会福祉	社会福祉の概念と基本的な制度の理解や、法律に基づく生活者の生活問題に対する社会福祉の実践と課題について学ぶ。	2前	1	○			○			○	
35	○			暮らしを支えるチーム	生活者をとりまく保健医療福祉サービスにおける専門職の役割と連携について学ぶ。	2後	1	○			○			○	
36	○			看護学概論	看護への興味・関心を高め、各領域の看護学への学習意欲につなげられる看護の概観的知識を得られる科目となる。看護の基本となる概念を土台とし、看護とは何か、看護の対象への理解、看護の本質について考え、看護学の豊かさや奥深さをイメージする機会とする。	1前	1	○			○		○		
37	○			看護理論入門	看護知識体系の構造とその意味を理解し、看護理論を看護実践に活用できるよう科学的、実践的な思考を養う。	1通	1	○			○			○	

	（看護専門課程看護科）令和8年度															
	分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携	
	必修	選択必修	自由選択					講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任		
38	○			看護の展開	効果的な看護を実践するために必要な思考過程（問題解決思考）を科学的根拠に則って表現する方法を学びます。看護過程を展開するために必要な基本的事項や構成要素について学びながら、紙上事例を通して対象の個別性を踏まえ、かつニーズにあった看護の実際について考えていきます。事例を用いてグループ学習、個人学習を取り入れていきます。積極的に学んで下さい。	1後	1	○			○		○			
39	○			基礎看護技術総論	基礎看護技術を学ぶ基盤として、基礎看護技術の基考え方やすべての看護技術に共通する技術（コミュニケーション・安全確保・感染対策）を学ぶことを目的に設定。	1前	1	○			○		○			
40	○			日常生活援助技術Ⅰ	日常生活を整える援助技術として、環境・活動休息援助の、基本的な知識・方法を学び、ケアを実施提供できる基本的技術を身につける。	1前	1		○		○		○			
41	○			日常生活援助技術Ⅱ	日常生活を整える援助技術として、清潔・衣生活援助と安楽をもたらす援助の、基本的な知識・方法を学び、ケアを実施提供できる基本的技術を身につける。	1通	1		○		○		○			
42	○			日常生活援助技術Ⅲ	日常生活を整える援助技術として、食事・排泄援助の基本的な知識・方法を学び、食事・排泄ケアを実施提供できる基本的技術を身につける。	1後	1		○		○		○			
43	○			フィジカルイグザミネーション	看護におけるフィジカルアセスメントとは、患者の状態を判断する目的がある。患者の状態から緊急性の有無を判断し、必要なケアを正しく判断するためにフィジカルイグザミネーションを身につける。	1通	1		○		○		○			
44	○			診療の補助技術Ⅰ	生活を整える技術である排泄の中で、清潔・無菌操作の技術の必要な導尿技術を身につける。 医療・療養環境を整える技術として感染予防対策を身につける。	2前	1		○		○		○			
45	○			診療の補助技術Ⅱ	対象に応じた薬物療法や輸血がを適切に行うために、薬物の人体への影響、薬剤や輸血の目的などの知識及び、患者の観察といった与薬に関する基礎的知識・技術を学ぶ。 また、血液検査における目的方法を理解し、検体の取り扱い方法や、患者が安全に検査が受けられるために必要な看護を学ぶ。	2前	1		○		○		○			
46	○			診療の補助技術Ⅲ	人間が生活するうえで欠かせない食事、呼吸に対する援助技術の中で、侵襲を伴う技術を身につける科目。人体の構造と機能や病態などの既習知識をもとに、安全・安楽な技術提供ができるよう、その基礎知識や方法を学ぶ。	2前	1		○		○		○			
47	○			看護研究の基礎	既存の知識や理論を活用するプロセスを学び看護実践につなげるために、看護研究の重要性を理解し、科学的思考や態度を身につける。看護研究の基礎知識とともに、看護を広く・深く追求し続ける研究的態度(看護現象を客観的・科学的・論理的に捉えようとする態度)を学ぶ。	2後	1	○			○		○			
48	○			地域・在宅看護の基盤	地域・在宅看護の基盤となる地域・生活をとらえるために、地域で生活する人々とその生活と環境を理解し、地域のコミュニティやシステムがあるということを学ぶ。	1前	1	○			○		○			
49	○			地域・在宅看護論概論	地域・在宅看護論概論では、地域・在宅看護の目的・位置づけ・基本的視点をもとに、地域・在宅看護に関わる法令・制度を理解し、地域で生活・療養する人とその家族をサポートする看護の基礎的知識を学ぶ。	1通	1	○			○		○			
50	○			地域・在宅看護論援助論	地域で生活する人々とその家族が抱える課題をアセスメントするために必要な基礎知識を学ぶ。	1後	1	○			○		○			
51	○			地域・在宅看護技術	演習など実践を意識した授業の中で、地域・在宅における看護援助の方法や実践プロセスを身につけるための基礎知識を学ぶ。	2通	1	○			○		○			
52	○			地域・在宅看護の統合	専門分野の各看護学における学びを統合し、あらためて地域で暮らしや健康を支えあう仕組みやそのあり方について創造的に学ぶ。	3後	1		○		○		○			

	（看護専門課程看護科）令和8年度															
	分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携	
	必修	選択必修	自由選択					講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任		
53	○			成人看護学概論	成人期にある対象を統合的に理解し、健康の維持増進・疾病の予防・健康レベルの回復に関わる看護にを学ぶ。	1後	1	○			○		○			
54	○			成人看護学援助論Ⅰ	成人の健康を維持・増進するための援助について学ぶ。また、急激な健康破綻により生命の危機に陥った場合において、病態の緊急度・重症度を機軸として、少ない情報から患者の状態を判断し状態変化に即応した看護援助の基礎を学ぶ。	2前	1	○			○		○			
55	○			成人看護学援助論Ⅱ	成人の慢性疾患は、患者・家族への精神的・経済的負担も多く、限られた社会保障や社会制度の中で、社会の一員として生活しなければならないことから、その状況の中で、自己の疾患を受け入れ、コントロールすることでその人らしい生活や社会生活を営んでいくことを学ぶ。成人において、外傷や疾病により新たに生じた障害とともに生きていくことは容易ではなく、それまで行えていたことができなるため、その人が再び「その人らしく生きていく」ための看護支援を学ぶ。	2前	1	○			○		○			
56	○			成人看護技術	健康障害を持つ成人に関する様々な情報を整理し、情報の解釈・分析・統合により看護問題を導き、成人期の対象と看護の理解を深める。その中では特に、生活習慣がもたらす影響を理解できるよう、ﾘｽｸﾌｧｸﾀｰの視点、患者教育に着眼し、看護展開を行う。 また、成人看護学で活用される技術の演習を実施することにより、看護実践の基礎能力を身につける。	2通	1		○		○		○			
57	○			老年看護学概論	より広い観点から高齢化の現状を捉えるため、人口統計的な知識・社会構造的な知識から、高齢社会の現状と課題、ヘルスケアシステムなどについて学ぶ。 また、老年看護を学ぶ基礎として、老年期の定義、そして高齢者の身体的・精神的・社会的特徴と生活への影響などについて学ぶ。	1後	1	○			○		○			
58	○			老年看護学援助論	高齢者は、高齢者の身体的・精神的・社会的特徴から「生活機能」の障害が生じやすい。生活機能の障害は、高齢者の「生活行動」に影響してくる。高齢者ゆえの生活行動の特徴や、それに対する援助（アセスメント看護）について学ぶ。また、高齢者ゆえの身体的特徴（加齢変化）から健康を逸脱することも多いため、その特徴的な症状・疾病・障害などをもつ高齢者の回復を支える看護を学ぶ。	2通	1	○			○		○			
59	○			老年看護技術	演習など実践を意識した授業の中で看護援助の方法や実践プロセス、高齢者に対する望ましい態度を身につけることを目的とする。紙上事例による事例を通して、生活機能障害にある高齢者の護過程を展開する方法（※とくに生活機能の観点から、目標志向型思考をふまえて教授する）を学び、実際に老年看護に関連する施設を理解（見学）することで、高齢社会の現状・課題・取り組みについて学ぶ。	2後	1		○		○		○			
60	○			小児看護学概論	子どもと家族を取り巻く環境を多角的に捉えるために、看護の変遷や目的から人口統計的な知識、小児に関わる法律、小児看護が担う役割を学ぶ。また、子どもを権利を有する一人の人として尊重する心を養うと共に、子どもの成長発達を促すための基礎知識を身につける。	2通	1	○			○		○			
61	○			小児看護学援助論	発達段階によって入院・治療が子どもや家族に与える影響を理解し、いかなる療養環境においても安全・安楽な生活を送ることができるような看護の基礎知識を学ぶ。そして、小児および家族に対する看護を行う上で修得すべき知識として、小児に特徴的な症状、疾患から援助方法の基礎知識を学ぶ。	3前	1	○			○		○			
62	○			小児看護技術	小児の発達段階の特徴や看護の視点、倫理的配慮の基本的知識を基に、演習を通して小児看護に必要な技術を身につけていく。	3前	1		○		○		○			

	（看護専門課程看護科）令和8年度															
	分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携	
	必修	選択必修	自由選択					講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任		
63	○			母性看護学概論	母性看護学概論では、母性看護の変遷と動向・意義に加え、人間の性と生殖、母性看護の特性、女性のライフステージについて学ぶ。	2後	1	○			○		○			
64	○			母性看護学援助論	母性看護学方法Ⅱでは、母性看護学方法Ⅰでの学びに加え、各期における看護を学ぶとともに、新生児の看護についても学ぶ。	3前	1	○			○		○			
65	○			母性看護技術	模擬患者の看護過程展開を通して周産期特有の看護技術について学ぶ。	3前	1		○		○		○			
66	○			精神看護学概論	人間の心の仕組みや働き・発達から心の健康を考え、様々な場での精神保健の問題や活動を学ぶ。その上で精神科看護における患者 - 看護師関係や理論モデルについて学習することで、精神看護援助の基盤となる人間関係についての学びを深め、また精神保健医療福祉の歴史、現代の動向学び、今後の課題を考える機会とする。	2通	1	○			○		○			
67	○			精神看護学援助論	精神疾患を持つ対象者および家族に適切な看護援助を行うため、基礎的知識となる主な精神症状・行動障害、その看護について学ぶ。また地域の精神保健機関や各職種について学び、対象者が社会生活を継続するための環境について学ぶ。	2後	1	○			○		○			
68	○			精神看護技術	精神疾患を持つ対象者と家族、対象者を取り巻く環境を学び、退院後に社会で生活する対象者の退院支援や退院後の生活支援を考えることで精神看護の理解を深める。紙上事例を用い看護過程展開の方法を学び、演習を授業の中で実践し、実践後のプロセスレコードにて振り返りの機会を設けることで自己洞察を深める。	3前	1		○		○		○			
69	○			災害看護	災害が社会や地域の人々の暮らしと健康状態に大きな影響を及ぼすことを理解したうえで、刻々と変化する状況下で災害に関する看護独自の知識や技術を適用し、多職種と連携・協働して看護活動を展開していくことを学ぶ。加えて人々の生命を守り、生活を支援するという看護の原点に立ち戻ることをねらいとする。	3前	1	○			○		○			
70	○			医療安全	医療の高度化、疾病構造の変化、患者の高齢化など多種多様な対象のニーズに応えるべく、看護師の役割や機能も多様化しており煩雑化している。その中で医療安全は、基本的に保障されていなければならないものであるが、現在医療の中で医療事故は大きな問題となっている。 様々な状況の中に潜む医療事故の構造を理解し、安全で確実な医療・看護を提供するためには何を考え、判断するか学ぶ。また演習を通し偽医療事故を経験することで,自己の傾向に気づき、自己モニタリングする能力を養う。	3前	1	○			○		○			
71	○			看護管理・国際看護	「看護管理」では、組織で働く看護職が専門職業人として、社会情勢の変化や医療政策の変化に対応し、質の高い看護ケア提供に向けて、責任を持って働く姿勢を身につけるために必要な知識を学ぶ。 「国際看護」では、世界の保健医療の現状、国際協力の体制・方法の知識及び、国際看護活動における国際看護の役割について学ぶ。	3通	1	○			○			○		
72	○			臨床判断と看護ケア	講義・演習の後に臨地実習(統合分野)へと続ける。ここでは実際の臨床場面を想定し、より臨床に則した状況下での総合的な判断・対応を模擬体験する内容を中心と知る。模擬体験後には、リフレクションを繰り返し経験により学ぶ。	3通	1	○			○		○			
73	○			臨床判断の基礎	対象者に看護が届くその時に、看護師がどのようなことに気づき、解釈し、看護を実施し、それを改善し、以前よりさらに患者を深く理解した看護を行っているのかを学ぶ。看護師が知識や技術、経験をどのように構造化し看護実践につなげているのか、臨床判断の基礎となる思考・行動を身につける。	2通	1	○			○		○			

	（看護専門課程看護科）令和8年度															
	分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携	
	必修	選択必修	自由選択					講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任		
74	○			専門職連携	各職種の専門性を高め、これからの地域社会を支える多職種協働を実現させるために、いくつかの専門職間で共同学習に取り組むことで、「理解・共有」「展開・応用」「連携・協働」を目指す。その中で、他職種者とのコミュニケーション能力（アプローチ、ファシリテート、リーダーシップ、メンバーシップ）の向上や、専門性や個性が異なる相手との思考・価値観の違いによる葛藤を解決する能力を身につけることも目的としている。	3前	1	○			○		○			
75	○			家族看護論	家族看護における理論を活用した家族アセスメントと各領域における看護の実際に必要な基礎知識を身につける。	2通	1	○			○			○		
76	○			薬物療法と看護	医療現場や在宅で行われる薬物療法に関する一般的な看護について学ぶ。また、薬物療法を受ける対象者の特徴を捉えた上で、多様な成長発達段階にある対象者各期への看護の視点を学ぶ。	2通	1	○			○		○			
77	○			健康支援の看護	自分自身の健康づくりとともに、家族や職場、地域での総合的な健康支援について学ぶ。	2通	1	○			○		○			
78	○			周術期の看護	周術期にある対象の特性を理解し、回復過程が円滑に進むための看護の役割および援助を学習する。また、急性期にある対象および家族への看護の基礎となる主要概念や理論を学習する。	2通	1	○			○		○			
79	○			エンドオブライフケア	現代社会では、病むことや死と向き合うことを余儀なくされることに苦悩し、これからの人生をどう生きるかについて思い悩む人に寄り添い、歩んでいくことができる看護師が求められている。当科目では病気の種類、病期、年齢、療養場所を問わない横断的な終末期看護を学ぶとともに、死生観や倫理的思考を養う。	2通	1	○			○		○			
80	○			看護の対象を知る実習	地域で暮らす人々の生活を理解し、健康を支える看護の意義を学ぶ。看護のメタパラダイムである人間・環境・健康・教育・看護とは何かを考え看護専門職業人とは何か、看護職の多様性について理解する。また地域の人々と看護師とのつながりとは何かを考え看護の課題を明確にする。地域にて20時間、外来にて4時間実習、病棟にて4時間、学内にて17時間	1前	1			○		○	○	○	○	
81	○			看護を知る実習	病院における患者の看護を学ぶ。健康障害をもち療養している対象を、総合的にとらえてニーズや看護を考え、看護の対象を総合的にアセスメントする方法が理解できるよう日常生活援助技術の実践を行い、看護を追求する。病棟にて74時間、学内にて16時間	1後	2			○		○	○	○	○	
82	○			ヘルスプロモーション実習	地域で暮らす人々が自ら健康をコントロール管理し、地域で継続して生活を営んでいくための活動・支援の実際を学ぶ。	2前	2			○		○	○	○	○	
83	○			地域・在宅看護論実習	地域で暮らす人々とその家族を理解し、その人らしい生活を地域で継続していくための支援の実際を学ぶ。90時間：訪問看護ステーションでの実習（訪問診療の実習を含む）	2後	2			○		○	○	○	○	
84	○			成人看護学実習	成人・老年期にある健康危機状況の人とその家族を理解し、危機を乗り越え生きていくことを支えるための看護の実際を学ぶ。救命救急センターにて8時間、救急病床にて24時間実習後、急性期病棟にて58時間実習	2後	2			○		○	○	○	○	
85	○			成人・老年看護学実習Ⅰ	成人・老年期にある生活機能の維持・回復をめざす人とその家族を理解し、健康課題に取り組み自律して生活していくことを支えるための看護の実際を学ぶ。病院実習74時間、他病院地域包括ケア病棟16時間。	2通	2			○		○	○	○	○	
86	○			成人・老年看護学実習Ⅱ	成人・老年期にあるエンド・オブ・ライフケアが必要な人とその家族を理解し、その人らしく最善に生きることを支えるための看護の実際を学ぶ。病棟実習80時間。	3通	2			○		○	○	○	○	

	（看護専門課程看護科）令和8年度															
	分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携	
	必修	選択必修	自由選択					講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任		
87	○			老年看護学実習	さまざまな健康状態・生活機能にある高齢者を理解し、その人らしく望ましい生活を送るための看護の実際を学ぶ。病院実習40時間、老人施設40時間。	3通	2			○		○	○	○	○	
88	○			小児看護学実習	保育所、病院（病棟・外来）、乳児院や発達支援センターでの実習を通して、子どもの成長発達や健康レベルをふまえたニードの分析や、その子・家族らしく生活できるための看護の実際を学ぶ。	3通	2			○		○	○	○	○	
89	○			母性看護学実習	看護の対象である人間を母性の側面から捉え、ヒトのリプロダクションの営みに焦点を当て、周産期における対象者や家族に適切な看護の実践を経験する。母性を取り巻く地域の保健・医療・福祉の諸機関との関係について理解を深め、保健指導の必要性を学ぶ。	3通	2			○		○	○	○	○	
90	○			精神看護学実習	精神障害を持つ対象者と保健医療福祉チームとの関わりを通して、対象者を理解するとともに看護職の役割を学ぶ。また地域の精神保健を学ぶことで、対象者が望むその人らしい生活ができるよう支援するための基礎的知識・技術・態度を養う。精神科病棟：56時間、精神科外来：8時間、精神科デイケア：8時間、精神訪問看護：8時間	3通	2			○		○	○	○	○	
91	○			看護の統合と実践実習	これまで学習した知識・技術・態度を統合し、患者の生活の場に近い状況での看護を考え、臨床実践能力を養う。（病院にて90時間実習）	3後	2			○		○	○	○	○	
合計					91　科目		103　単位									

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
卒業要件：	学則別表Ⅰに規定する全科目を履修すること。	１学年の学期区分	2 期
履修方法：	各学年の教育計画に従い、各科目、シラバスに従い学習する。出席すべき日数の3分の2以上出席、学習評価が60点以上をもって合格、科目履修とする。	１学期の授業期間	21 週

（留意事項）

１　一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。

２　企業等との連携については、実施要項の３（３）の要件に該当する授業科目について○を付すこと。